

第142回宮崎県都市計画審議会会議録

日時：平成30年12月25日（火）

14：00～14：49

場所：宮崎県自治会館 3階大会議室

午後 2 時00分開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第142回宮崎県都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます県土整備部都市計画課課長補佐の徳山と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、審議会委員16名のうち12名の御出席をいただきまして、会議開催要件である過半数を満たしておりますことを御報告いたします。

議事に入ります前に、審議会委員に異動がございましたので、御紹介させていただきます。お手元の「第142回宮崎県都市計画審議会 出席委員名簿」をごらんください。

まず、1号委員の岩本愛委員でございます。

続きまして、5号委員の国土交通省九州地方整備局長に御就任されました伊勢田敏委員でございますが、本日は、代理としまして、九州地方整備局宮崎河川国道事務所長・神山泰様に御出席をいただいております。

同じく、5号委員の農林水産省九州農政局長に御就任されました堀畑正純委員でございますが、本日は、代理としまして、九州農政局農村振興部農村計画課長の松澤智亮様に御出席をいただいております。

以上の方々に新たに審議会委員をお引き受けいただいております。

その他の委員の皆様への御紹介は、お手元の委員名簿にかえさせていただきます。

御紹介は以上でございます。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

先ほどの「第142回宮崎県都市計画審議会 出席委員名簿」、「会議次第」、青いドッチファイル、都市計画審議会関係法令をとじ込みました黄色のファイルをお配りしております。

続いて、事前にお配りしている議案書と、資料1、資料2をお配りしております。

不足しております資料はございませんでしょうか。

なお、青のドッチファイルと黄色のファイルにつきましては、会議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、まず、議事に先立ちまして、出口会長に御挨拶をお願いいたします。

○出口会長 皆さん、こんにちは。今日は、議事としては2件あります。ぜひ皆様のお立

場からの貴重な御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○事務局 ありがとうございます。それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。出口会長、よろしくお願ひいたします。

○出口会長 では、最初に議事録署名委員を指名させていただきます。今回は、原田委員と有岡委員にお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、まず、本日の議事について、事務局のほうから説明をお願ひいたします。

○事務局 お手元にあります会議次第をごらんください。本日の議事は2件ございます。

今回の議案でございますが、会議次第のとおり、議案第1号として、「西都都市計画道路の変更」、議案第2号として、「宮崎広域都市計画 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、以上2件につきまして、本日、御審議をよろしくお願ひいたします。

○出口会長 今、事務局が説明した次第で進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○出口会長 ありがとうございます。では、この進め方に従って議事に入りたいと思います。

まず、議案第1号についての説明を事務局からよろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、議案第1号について御説明いたします。

前方のスクリーンをごらんください。議案書は4ページから7ページになっております。あわせて御参照ください。

この案件は、西都都市計画道路山角坂元線の変更についてでございます。

スクリーンに西都市を中心とした位置図を示しております。国道10号がこのように走っており、国道219号がこのように走っております。東九州自動車道がこのように走っており、一ツ瀬川がこのように流れております。そして、高鍋町と宮崎市高岡町を結ぶ主要地方道高鍋高岡線がこのように西都市の市街地を通る形で走っております。都市計画道路の山角坂元線は、この県管理道路である主要地方道高鍋高岡線の一部で、赤線で示す路線でございます。

こちらの図は、西都市中心部付近の用途地域を示したものです。国道219号がこのように走っており、一ツ瀬川がこのように流れております。主要地方道高鍋高岡線がこのように走っておりまして、この赤線が都市計画道路の山角坂元線でございます。西都市役所がこの位置に、都市公園である特別史跡公園西都原古墳群がこの位置にございます。山角坂元線は、一ツ瀬川右岸から特別史跡公園西都原古墳群まで延長2,790メートルの幹線街路

で都市計画決定しております。

今回の都市計画道路山角坂元線の変更は、西都市の都市計画道路である山角小野崎線との交差点の部分でございます。この緑色の路線が山角小野崎線でございますが、この一部区間の計画が西都市による都市計画道路網の見直しにより廃止されることになりましたので、山角坂元線と接続する交差点の部分について変更を行うものであります。

また、同様の理由で、この緑色の酒元通線も廃止されることから、山角坂元線とそのほかの幹線街路が交差する箇所数を8カ所から6カ所に変更します。

なお、平成10年の都市計画法施行令の改正に伴い、都市計画道路について車線の数を都市計画に定めることとされておりますことから、今回、あわせて2車線と定めるものでございます。

それでは、平面図をごらんください。交差点の変更に関して説明いたします。緑色の線のとおり山角小野崎線が、赤色の線のとおり山角坂元線が、都市計画道路として決定されておりました。今回、西都市による都市計画道路網の見直しにより、黄色で示す山角小野崎線の一部は、周辺環境道路の整備に伴う交通量の減少傾向や代替道路の整備などの理由により廃止するというので、本年11月5日に開催された西都市の都市計画審議会において「異議なし」との審議結果となっております。

この山角小野崎線の一部区間の廃止に伴いまして、山角坂元線と山角小野崎線との交差点については、交差点の隅切り部の区域が不要となります。

それでは、交差点の拡大した図面で詳しく説明させていただきます。

緑色の線のとおり、山角小野崎線が都市計画道路として決定されております。そして、今回審議していただきます山角坂元線が赤色の線のとおり都市計画道路として決定されております。

ここで、交差点の隅切りについて御説明します。スクリーンの左上の図をごらんください。道路がこのようでありまして、このように別の道路を接続させるとき、自動車、歩行者、自転車等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、快適な道路空間を形成するために水色着色の部分も道路とします。この水色着色の部分が隅切りでございます。

今回、審議の対象となっている交差点の隅切りは、山角坂元線として計画決定されておりました。西都市により山角小野崎線の一部区間が廃止されることに伴い、山角坂元線である黄色着色した隅切りが不要となることから、廃止する変更を行うことといたしました。

議案第1号の説明は以上でございます。

○**出口会長** ありがとうございます。ちょうど今画面に出ています黄色の山角坂元線の隅切り部が不要になったということで、今回、都市計画道路の変更が提案されております。

どこからでも結構です。御意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号は原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** ありがとうございます。それでは、議案第1号は原案どおりといたします。

引き続き、次の議案について事務局からお願いをいたします。

○**事務局** それでは、議案第2号について御説明いたします。

前方のスクリーンをごらんください。議案書は8ページから9ページになっております。あわせて御参照ください。

この案件は、建築基準法第51条ただし書きの規定により、宮崎市長に対して提出されたもので、民間の産業廃棄物処理施設の建築許可申請につきまして審議していただくものでございます。

ここで、本審議会に諮問するに至った法制度の仕組みについて御説明します。

建築基準法第51条では、火葬場や卸売市場、産業廃棄物の処理施設などの建築物や工作物は、都市計画においてその敷地の位置が決定していなければ新築や増築ができないこととされております。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可したものにつきましては、新築や増築ができることになっております。

その趣旨でございますが、産業廃棄物処理施設などの施設は、都市にはなくてはならない重要な施設である一方、周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、都市施設として都市計画決定するものは、市町村が設置するものなどのその施設が相当の公共性を有している場合などに限られております。

本日の案件のように民間が設置します産業廃棄物処理施設については、ただし書きによりまして、県都市計画審議会の審議を経て、許可権者である宮崎市長がその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めた上で許可するものであります。

したがいまして、審議に当たりましては、申請敷地の位置について、騒音・振動など環境の観点に加え、周辺の土地利用の状況など、申請敷地の周辺に与える影響などが都市計

画面上支障がないかを御審議いただきたいと思ひます。

それでは、宮崎市から本審議会に付議の依頼がございました議案について、内容を説明いたします。

建築許可権者は宮崎市長、申請者は宮崎市の旭興産株式会社、申請場所は宮崎市大字細江であります。設置が予定されている産業廃棄物処理施設は、建設工事等により排出されるコンクリート殻などがれき類を受け入れ、破碎処理を行う中間処理施設であります。

スクリーンは、申請敷地周辺の都市計画図を表示しております。位置関係は、大淀川がこのように流れており、宮崎県庁がこの位置にございます。国道10号がこのように走っており、国道220号がこのように走っております。東九州自動車道がこのように走っており、宮崎西インターチェンジがここにあります。今回の申請敷地は、赤く示している宮崎市大字細江にありまして、敷地面積は約2,200平方メートルであります。

申請敷地周辺を拡大します。東九州自動車道がこのように走っており、宮崎西環状線がこのように走っております。県道宮崎田野線、県道高岡郡司分線、県道細江浮田線がこのように走っております。また、市道生目時雨線などの市道がこのように走っており、たらのき台不燃物理立地がここにあります。赤く表示しているところが申請敷地であります。

都市計画上の土地利用についてですが、この地図で茶色の破線が都市計画区域の境界線で、線の右側（東側）が都市計画区域内、線の左側（西側）が都市計画区域外であります。この都市計画区域内のうち、色のついているエリアが市街化区域、色のついていないエリアは市街化を抑制する市街化調整区域でありまして、申請敷地は市街化調整区域に位置しております。

こちらが申請敷地周辺をさらに拡大した地図です。市道生目時雨線、市道細江枇杷の首1号線、市道細江枇杷の首線がこのように走っており、青色の部分は、平成16年度に今回と同様、建築基準法第51条のただし書きに基づく建築許可を得た敷地であり、これに隣接する赤色で示す部分が今回の申請敷地になります。

次に、敷地内の施設配置の詳細図であります。方位は画面の左上方向が北になります。申請者は、青色の部分において、平成16年度に建築基準法第51条のただし書きに基づく建築許可を取得し、その後、産業廃棄物処理施設及び事務所をこのように設置しております。

今回、申請者が設置しているがれき類の破碎施設が老朽化し、これを更新することに伴い、当施設を、前回の許可施設外の赤枠の部分、今回の申請敷地へ設置することとなったため、新たに建築許可が必要となったものであります。今回の計画では赤く塗ったところ

にこの施設が設置される予定です。このほか、敷地内には処理前のがれき類の置き場が整備される予定であり、場内の運搬車両の搬入経路はこの緑色の経路となる予定です。

次に、騒音及び振動による影響についてでございます。こちらは施設周辺の航空写真を示しております。赤で示した部分が申請敷地を示しております。申請敷地の周囲は、東西南北全て山林に囲まれており、東側は東九州自動車道を挟んで約1キロメートル先に生目台団地、西側は同じく約1キロメートル先に細江地区の集落が位置しております。

申請者が実施し、宮崎市の環境管理部局が審査しました生活環境影響調査では、操業時の騒音及び振動はともに、敷地境界及び敷地境界から100メートル地点での予測値が目標値を下回っていることが確認されており、周辺地域に与える影響は少ないとの予測結果を確認しております。

また、申請者と施設周辺の自治会とは、説明会を通じて合意形成を図るとともに、環境保全に関する協議書を交わしております。

当施設は、不特定多数の人が集まる集客施設ではないこと、申請敷地周辺において、今後、住宅地などを誘導する都市計画上の新たな土地利用の計画や道路などの都市計画事業の予定はないことから、当施設が設置されましても市街化を促進するおそれはないものと考えております。

以上、これらのことから、当敷地の位置につきましては、都市計画上支障はないものと考えております。

ここで、産業廃棄物処理施設の設置に伴い、必要となります手続の概要を説明いたします。

スクリーン左側に示しております今回の建築基準法に基づく手続のほか、中央の水色で表示しております廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法に基づく手続と、右側のオレンジで表示しております都市計画法に基づく手続が別途必要となります。

廃掃法に基づく当案件の手続状況でございますが、産業廃棄物処理施設の設置許可申請に先立ち、廃掃法第15条に基づき実施されております生活環境影響調査の結果につきましては、先ほど御説明しましたとおり、騒音などの環境保全上の目標値を満足しており、周辺地域の環境保全について適切な配慮がなされているものと、事前協議がなされているところであります。

なお、当案件につきましては、本審議会の議を経ました後、許可権者であります宮崎市長が建築基準法に基づき建築許可を行い、それを受けまして廃掃法に基づく設置許可が行

われる予定です。また、市街化調整区域における開発行為でありますので、廃掃法に基づく設置許可を受けまして開発許可が行われる予定です。

議案第2号の説明は以上でございます。

○**出口会長** ありがとうございます。議案第2号につきまして、質問やご意見等をいただければと思います。どの場所からでも結構です。よろしくお願いいたします。

○**A委員** 安定処分場があるような絵が今回の申請のところにありますが、同じ法人が持っているんですか。

○**事務局** この敷地につきましては、平成12年に安定型の埋め立て最終処分場の許可を取りまして、産業廃棄物処分業を始めているところでございます。

○**A委員** 質問は、同じ企業かと。

○**事務局** 同一の企業でございます。

○**B委員** 質問ですけれども、騒音等の調査につきまして、周辺の自治会と説明会を通じて合意形成を図るといふように記載があります。営業も既にされていると思いますが、これまで説明会において、自治会から騒音等について意見が出されたり、それについて何か対応がなされたりといったことがありましたら、教えていただけたらと思います。

○**事務局** 申請地がございす細江地区と上ノ原地区につきましては、今回の申請に当たりまして、両地区に対して破碎施設の設置について協議をしておりまして、この協議に基づいて公害防止協定書で合意されていると聞いております。その時点において要望等は特になく、現在までもトラブル等はないとお聞きしております。

○**B委員** ありがとうございます。

○**出口会長** 関連して、協議書についてですが、稼働の時間帯はの中で明確に規定されているのでしょうか。

○**事務局** 予定の操業時間につきましては、原則として午前8時から午後5時までと聞いております。

○**出口会長** ありがとうございます。ほかに質問等ございませんでしょうか。

○**C委員** 今のところで、騒音はこれぐらいだったらある程度離れていますからですが、43とかという振動がどういうものなのかがよくわからないんです。例えば地震だったらわかるんですけれども。

なぜかという、11ページの写真ですが、生目台団地とは確かに1キロぐらい距離がありますので、離れていると言えらると思います。細江集落の東側の家みたいなもの、そこは

人家じゃないんですか。

○事務局 人家ではないです。

○C委員 細江集落より今度の敷地側には、人は住んでいらっしやらないわけですね。その確認です。

なぜかという、集落で説明会をして合意が得られたとしても、集落に入っていない人たちが迷惑をこうむることになったら、いくら協議書を交わしているといっても、その人たちには恩恵はないわけです。だから、ひとくくりにして協議書を交わしているから影響はないと言ったら、弱い人が守られないことになるのではないかと私は思いますので、その確認です。

○出口会長 微妙な位置ですので、もしよろしければ、前のほうで指さして位置関係を説明していただくとありがたいと思います。

○事務局 この写真には写っていないんですけれども、このあたり（南側）に集落があるみたいですが、この集落は上ノ原地区の自治会のほうに入っているのです、その集落の方々の意見も反映されていると聞いております。

○C委員 そこは1キロないぐらいの地域ですよ。南北にも集落があるとしたら、出してないとおかしいのではないですか。

○出口会長 2つ論点があるかと思います。細江集落の右下のところに何か建造物があるけれども、ここには人は住んでいないのかということ。もう一つは、申請敷地の南のほうにも集落がある。これは先ほどの御説明では左の部分の集落の人と自治会は一緒ということだが、距離はどのくらい離れているのでしょうかということ。

○事務局 この敷地自体は細江地区で、全体が細江地区になっています。細江地区と公害防止協定書を結んでいますので、全体的に結んでいると考えております。

○事務局 補足説明します。先ほど御指摘いただいた細江集落の右下の部分、これもリサイクルセンターで、今回申請する施設と同じような施設になるかと思います。

○出口会長 住民は居住していないということによろしいでしょうか。

○事務局 今示したこの場所については人家等はありません。

○出口会長 もう一件の、南側の集落との距離は問題はないのでしょうか。先ほどの騒音の問題も、1キロメートルということで設定されているんですが、南のほうの集落は1キロメートル以上離れているのでしょうかという質問だと思います。

○事務局 この写真には出ていないんですけれども、手元の図面で確認しますと、1キロ

以上でございます。

○出口会長 C委員、いかがでしょうか。

○C委員 御説明いただいたことはわかりましたけれども、私が質問しましたところは処理施設だとおっしゃいましたが、今回建設予定のような処理ですか、処理内容は。処理内容によって大分違いますよ。今度は産業廃棄物のがれきを破碎したりというので騒音や揺れが問題になるわけですが、近くのところが違う処理施設だったら、例えば瓶・缶というような処理施設だったら音はそう出ないと思います。ことほどさように、事務局の方々も質問が出てはわかっていらっしゃらないというのが何とも言えないという感じなんです。日本人というのは、できてしまったら仕方がないというふうにあきらめるか我慢するんですけれども、音とか振動というのは人によって感じ方が違うので、きちんと全ての人に恩恵があるような状態で許可は出さないと、できてしまったらではどうしようもないと思うんです。ましてや地域には高齢者の方もいらっしゃいます。一日中寝ていたりということであると、元気で活動している人と感じ方が違ってくると思うんです。そういう細かいところまで配慮して検討していかないと、弱い人が痛い目に遭って物が言えないということになる。一口に環境と言ってもいろんなことがありますので、きちんと検討していただきたいと思います。

43とか40というのは何なんですか。

○A委員 振動とか騒音は私の専門かも知れませんが、この数字は全然問題ない範囲なんです。法的な手続の流れで、都市計画上何か支障があるかということが議題の趣旨で、その後、宮崎市が騒音も含めた環境影響調査をやるようになっていきますね。あと、都市計画上の宮崎市、市ですからこれは、市のほうでやってということだから。環境のほうは宮崎市の環境影響評価のほうでひっかかってきますので、ここでは県の都市計画上何か支障があるかどうかということをおっしゃっていたから、細かい話は要らないのかなと思います。

ただ、たらのき台から北は、申請地も含めて廃棄物処理場とか埋め立てとかがちょこちょこ出てくるんです。あそこを全部一遍に出すと環境影響評価のきついものにひっかかってきますから、ちょこちょこ出てくるんですが、それは緩いもので出てくるんです。そういうものを頭に入れて、県としての都市計画上あの辺は全然問題ないという判断をしたほうがよいのではないかと感じております。

○出口会長 ありがとうございます。ほかに御意見等ありませんでしょうか。

○D委員 2点ほどお聞きしたいことがあります。

まず、受け入れる産業廃棄物の種類というか、御説明では、解体で出てきたコンクリート殻といったものを粉砕処分する施設であるという内容だったかと思います。それ以外の例えば有害物質を含んだ鉱滓であるとか、そういったものの受け入れをする予定はないのか。コンクリート殻に限定される処分場であるのかどうかというところがまずお聞きしたいところです。

それから、受入量が例えば粉砕処分の能力を超えてしまった場合の置き場がございませうということでの施設の説明もあったかと思います。それ以上のものが運び込まれてきた場合に、能力を超えたものを受け入れる体制なのか。赤い色の敷地の枠の外にどんどんと粉砕前のものの置き場が無尽蔵に広がっていくおそれはないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○出口会長 ありがとうございます。2点よろしくお願いします。

○事務局 まず1点目、受け入れるものは何かということですがけれども、受け入れるものにつきましては、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くずになっております。有害物質等を受け入れるということは聞いておりません。

2点目ですが、能力を超えた受け入れを考えているのかということですがけれども、これにつきましては、能力以上のものを受け入れることはない聞いております。

○出口会長 ありがとうございます。ほかにございませうでしょうか。

○D委員 もう一つよろしいですか。

○出口会長 どうぞ。

○D委員 今回の施設の話とはちょっと論点がずれるかもしれませんが、いわゆる県の都市計画上のマスタープランというか、県土をどういうふうに用途的にというか、都市計画上の施設や用途をどのようにマスタープランとして配置していくかという話の質問をさせていただきたいのですが、先ほど、細江地区あたりに産業廃棄物の施設が割と集約されて、どんどんできているのか私も中身はわからないのですが、昨今できてきているようなお話もあります。今後、ますます建物の老朽化とか建てかえ工事が進むにつれて、そういった処分場が能力がいっぱいになったので新しい施設をどこかにつくらないといけないとか、新しい民間業者がそういった事業に参入してくるという話になったときに、県として、処分場を新しく設置してもよいであろう地域というところを、都市計画のマスタープラン的なところで、今後の産廃処分場の位置はこの辺をメインに置いていこうというような構想がもしおありになるようでしたら、お聞きしたいと思います。説明がたどたどしくて申し

わけありません。

○**出口会長** ありがとうございます。区域マスタープランの中での取り扱いの方向が定まっているのかという御質問だと思います。

○**事務局** 都市計画区域マスタープランにつきましては、今年度、6つの地域を指定して公表しているところでございますが、その中で、産廃施設につきましては、どのエリアにどうしていこうという具体的内容はお示ししていないところでございます。ただ、産業廃棄物処理施設につきましては、今後増加していくことも考えられますので、各市町の方々とお話をしていきながら、あるべき方向性も今後検討していければと考えております。

○**出口会長** ほかにございませんでしょうか。

先ほどC委員がおっしゃった御意見につきましては、協定書から運用の段階でかなり密にコミュニケーションをとらないといけないのではないかと。もし何か不都合があったときには協議し合うとか。運用しているほうは、内部では音が大きくて、外に行ったときの状況というのはあまりよくわからないので、市のほうに、運用についてのコミュニケーション等をよくとりますようにということをお願いしたいと思います。それは事務的に可能でしょうか。

要するに、基準についてはちゃんと守っているし、その協定書があると思うんですが、C委員の意見は、基本的なこと以外に、高齢者や病人にもし不都合があるようだったら、自治会等を通じて、あるいは業者の方との協定書に基づいて密に連絡をとることかなと思います。

○**事務局** 審議会の意見としておっしゃられた意見を付せるかということですが、付したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○**出口会長** ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

ほかにご意見等ないようですので、議案第2号は、審議会の意見を付すということで、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** ありがとうございます。異議なしということで、議案第2号は原案どおりとし、先ほどの意見を付していただくようお願いしたいと思います。

では、本日審議いただきました議案第1号と議案第2号は、本日付で知事のほうに意見を上げたいと思います。どうもありがとうございました。

マイクを事務局のほうにお返しします。

○事務局 それでは、以上をもちまして、第142回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。

本日は御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

午後2時49分閉会